

岩手県告示第281号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年3月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 八幡住建
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市沖田表15番地3
 - ウ 代表者の氏名 八幡兼矢
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第4367号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年3月6日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年3月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社中野塗装
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市竹駒町字滝の里150番地7
 - ウ 代表者の氏名 中野貴徳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第7229号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年3月6日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年3月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 ブリヂストーン工業用品岩手販売株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田町一丁目5番25号
 - ウ 代表者の氏名 高橋瑞彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8053号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年3月13日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年3月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 大興設備工業
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市妻の神160番地7
 - ウ 代表者の氏名 大森康次
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第9274号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年3月10日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成29年3月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 関建築
- イ 主たる営業所の所在地 二戸市仁左平字館原25番地2
- ウ 代表者の氏名 関正志
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第9343号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年3月13日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年3月16日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社宏伸
- イ 主たる営業所の所在地 滝沢市篠木明法132番地23
- ウ 代表者の氏名 角掛靖治
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第20217号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年3月15日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年3月16日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社ケンチクワーク
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田下川原12番地1 ライフマンションC棟105
- ウ 代表者の氏名 荒川康夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20615号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年3月16日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年3月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社イデアル
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市新田町4番40号
- ウ 代表者の氏名 齋藤昇
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20834号
- (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年2月28日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。